

リーがるかわら版

第17号

〈発行日〉 2021年3月1日

〈発行〉 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴3-2-23 (司法書士会館内)

電話 092-738-1666



公式マスコットキャラクター
「リーがるー」

「任意後見制度の利用促進に向けての提言」を發表しました — (公社) 成年後見センター・リーガルサポート、日本司法書士会連合会 —

成年後見制度は大きく二つに分けられます。判断能力が衰えた後に利用する「法定後見制度」と、判断能力が衰える前に利用する「任意後見制度」です。

令和元年12月末日時点における成年後見制度の利用者数は、「法定後見（成年後見、保佐及び補助）」が221,790人であるのに対し、「任意後見」は2,652人です。

【参考：最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況】

任意後見制度は、2000年に法定後見制度とともに創設されたもので、新たな成年後見制度における目玉でもあったのですが、当初期待されていたほどには利用は進んでいません。

成年後見制度が認知症、知的障害その他の精神上的の障害のある方を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない現状に鑑み、平成28年5月13日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年3月24日に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。この基本計画において、保佐・補助とともに任意後見の促進というのが今後の施策の目標として掲げられています。

任意後見は、判断能力があるうちに自ら支援者を選び契約することからスタートします。成年後見制度の理念である「自己決定権の尊重」の実現に最も相応しい任意後見制度が、利用しやすく信頼される制度となるよう、「任意後見制度の利用促進に向けての提言」を發表しました。

なお、この提言は、当初、当法人及び日本司法書士会連合会が主催する成年後見制度施行20周年記念シンポジウムにおいて發表する予定でしたが、シンポジウムはコロナ禍により中止となりましたが、現在、当法人ウェブサイトにおいて、この提言に触れたパネルディスカッション等の動画配信を行っていますので、是非そちらもご覧ください。

<公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートホームページ>

「任意後見制度の利用促進に向けての提言」はこちらからご覧になれます。

<https://www.legal-support.or.jp/act/riyousokusin>

QRコードはこちら!



動画「成年後見制度の未来～任意後見制度の利用促進と民事信託～」はこちらからご覧になれます。

<https://20thsymposium.net/>

QRコードはこちら!



リーガルサポートふくおか
ホームページはこちら!!

リーガルサポートふくおか

検索

<http://www.fukuokashihoushoshi.net/legal/>



那珂川市社会福祉協議会と共催でセミナー＋相談会を開催しました！

令和2年11月20日、那珂川市社会福祉協議会との共催で、成年後見に関するセミナーと相談会を開催いたしました。

このセミナーと相談会は、那珂川市社会福祉協議会が行っている成年後見制度啓発事業の一環として開催されました。同事業の目的は、認知症やしょうがい等があっても、自分らしい暮らしを住み慣れた地域で過ごしていくために、自分自身の権利を守る制度として成年後見制度を啓発することにあります。リーガルサポートふくおかと共催で同事業が開催されるのは今回で3回目です。

コロナ禍の中、感染症対策を行ったうえでの開催となりましたが、今回のセミナーには9名の方に参加いただきました。参加者は30代の方から70代の方まで幅広く、職種なども様々でした。自らの将来を考えたいと参加された方やお仕事での基礎知識を得るために参加された方などがいらっしゃいました。

また、相談会（相談時間：1組50分）には、3組の方がお見えになり、アンケートによれば、大変満足していただきました。

リーガルサポートふくおかは、地域に根差したかたちで高齢者や障がい者の方の権利擁護に努めていきたいと考えておりますので、「うちの地域でもセミナーや相談会を開催してほしい」といったご要望がございましたら、是非ともリーガルサポートふくおか事務局までご連絡ください。



セミナーの様子



相談会の様子

リーガルの「ちょっと聞いてよ」のコーナー

後見人としてご高齢の方を支援するなかで、時折出くわす宗教的な問題。お墓の管理やお布施、仏壇・仏具の取り扱い等、宗教的な関心が薄れがちな昨今、難しい問題です。つい先日、ご自宅の処分とともに、ご自宅にあるお仏壇の取り扱いで頭を悩ませました。気にしない人はそのまま粗大ゴミとして処分するでしょうし、気になる人はお坊さんと呼んで、魂を抜いてもらうことが当たり前になっているかもしれませんが。

ただ、お坊さんに頼むと、なかなかの額のお布施が必要でしょうし、実際信心深くない人から見ると、ただ塩と酒を撒いてブツブツお経を唱えただけ、という印象かもしれません。（バチアタリ！？）今回は「なかなかの額のお布施」がどうやっても捻出できそうにないので、折衷案として後見人が塩と酒を撒いて、ごめんなさいして処分。。。で良いかどうか。悩ましいです。

○公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部への相談先

《電話相談（無料）相談料は無料です。》

・相談専用電話 092-738-7050

・月曜日～金曜日午後1時から3時まで（祝祭日、年末年始、盆休日除く）

《面談相談（有料）相談料は1時間5,000円（税込）です。》

・事前予約が必要です。予約電話番号 092-738-1666

・毎週水曜日午後1時から3時まで（祝祭日、年末年始、盆休日除く）

・場所 福岡県司法書士会館内相談室

